

○須坂市ペレットストーブ等設備導入費補助金交付要綱

平成22年 3月26日告示第55号

改正

平成28年 8月 8日告示第148号

平成30年 7月31日告示第132号

令和元年 7月 3日告示第12号

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県産の木材等の利用促進を図るため、木材関係補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号）及び木質バイオマス循環利用普及促進事業（平成31年3月29日付け30信木利第140号）の規定に基づき、ペレットストーブ及びペレットボイラー（以下「ペレットストーブ等」という。）設備導入費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、須坂市補助金等交付規則（昭和47年規則第26号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 長野県産ペレット 間伐材や製材端材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒形に固めた木質燃料のうち、県内ペレット製造施設で製造されたものをいう。

(2) ペレットストーブ ペレットを燃料に使用するストーブで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。

(3) ペレットボイラー ペレットを燃料に使用するボイラーで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。

(経費及び補助額等)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費、交付条件及び補助額は、次の表のとおりとする。

対象経費	交付条件	補助額
ペレットストーブ又はペレットボイラーの購入に係る経費のうち本体購入経費	(1) ペレットストーブ等の購入に当たっては県内に事業所又は代理店を有する者から購入しなければならない。 (2) 使用するペレットは、長野県産ペレットを使用すること。また、長野県産ペレットに関しあらかじめペレット販売業者との間で、取扱予定量、協定の期間（3年間）を記載した燃料供給に関する協定書を締結すること。 (3) おおむね年間800kg以上のペレット（燃料）を使用すること。	2分の1以内の額。ただし、1台につき、10万円を上限とする。

(交付対象者)

第4 第1に規定する補助金の交付対象者は、市内に居住若しくは事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条に規定する公共的団体等を除く。）を有する個人又は事業者で、市税の滞納をしていないものとする。

(交付申請書等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、須坂市ペレットストーブ等設備導入費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) ペレットストーブ等の導入に要する費用の見積書

- (2) 設置予定箇所の位置図及び写真
- (3) ペレット販売業者と締結した協定書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定書)

第6 規則第6条に規定する決定書は、須坂市ペレットストーブ等設備導入費補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(事業の変更等)

第7 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、須坂市ペレットストーブ等設備導入費補助事業変更・中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第8 規則第12条に規定する実績報告書は、須坂市ペレットストーブ等設備導入費補助金実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第12条に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ペレットストーブ等の購入に要した費用の領収書
- (2) 設置場所の位置図及び写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して10日を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、須坂市ペレットストーブ等設備導入費補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(達成状況の報告)

第10 補助事業者は、第3に規定するペレット使用量の年度ごとの達成状況を、須坂市ペレットストーブ等設備導入費補助事業達成状況報告書(様式第6号)により、当該年度の翌年度の6月20日までに関係書類を添えて市長に報告するものとする。

2 前項に規定する報告は、事業完了年度の翌年度から起算して3年間とする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年8月8日告示第148号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成30年7月31日告示第132号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年7月3日告示第12号)

この要綱は、告示の日から施行する。